

1. 北部シャトル便 運行の目的

深谷駅以北の地区には「深谷市役所」「深谷市立図書館」「深谷市民文化会館」「深谷警察署」「福寿荘」「渋沢栄一記念館」などの拠点となる公共施設が立地しているため、主要な公共施設と駅を結ぶルートを実行しています。

「深谷駅」と「深谷市役所」間を結ぶルートを中心に、「深谷公民館」から北側のエリアにおいては、【渋沢栄一記念館行】「福寿荘」方面へ向かう【新戒行】の2路線に分割して、速達性を重視した直行型のルート運行を行っています。

2. 今回の協議事項の迂回運行について

今回の協議事項は、2路線が共通する「深谷駅」から「深谷市役所」までの市街地において『中央土地区画整理事業』の進捗や『市役所本庁舎建替』に伴い、市道が段階的に整備されることにより、運行ルートの変更を要するものです。

【資料1-2】において、道路整備の進捗とこれまでの北部シャトル便 運行ルートの移り替わりをご説明し、【資料1-3】では、令和4年1月以降の運行ルートについて、協議内容のご説明をいたします。

北部シャトル便運行ルート



【深谷駅周辺拡大図】



### 3. 北部シャトル便 におけるこれまでの運行ルート変更の経緯

北部シャトル便は、「深谷市役所」の本庁舎建設工事 及び 本庁舎周辺道路整備工事に伴って、令和2年4月の運行開始より、これまでも運行ルートの変更を行っております。

これまでの北部シャトル便運行ルートの変更点は次のとおりです。

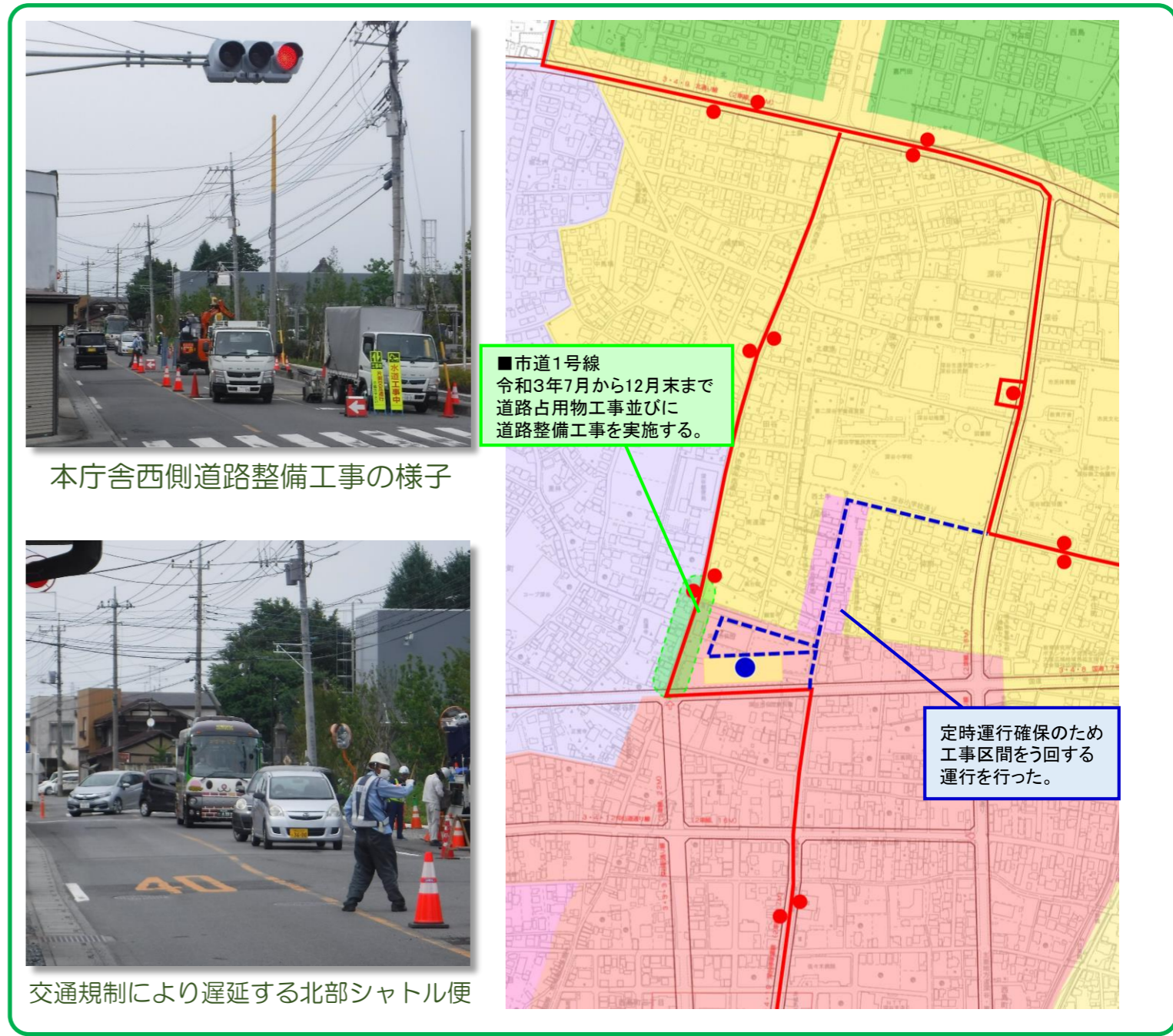
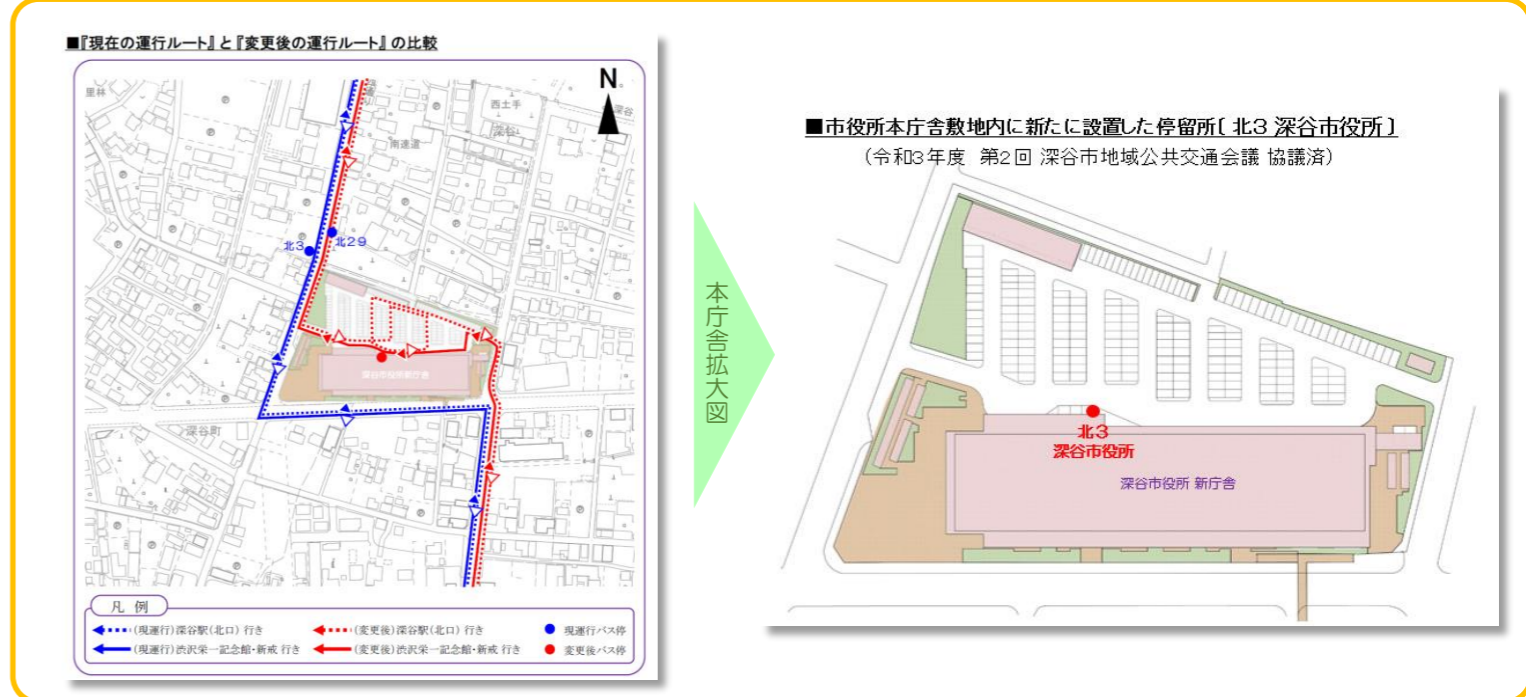
令和2年4月1日 既存の運行ルートを再編し、現在の運行がスタートしました。

令和3年7月1日 市役所本庁舎の駐車場整備工事が完了したことから、市役所の建設中、庁舎北に設置していた仮バス停を、本庁舎敷地内へ変更、本庁舎建物前で「くるリン」へ乗降可能となりました。

同年 7月14日 本庁舎整備に続き、本庁周辺道路工事が着工となりました。工事手順は、本庁舎西側の市道1号線の道路整備工事から行うこととなり、この工事が着工しました。着工後間もなく、連日、交通規制が行われ、バス運行においては運行遅延が頻発する状況となり、運行ダイヤが大きく乱れる状況になったことから、安定した時刻運行を確保する目的から、運行ルートの一部区間を変更し、う回運行を行うこととしました。当初、工事に伴う短期的な交通規制回避を目的に、う回運行を行いましたが、道路工事に合わせ、信号工事、上水道工事等も加わり、工事は令和3年12月末まで継続されることとなりました。このため、一時的なう回運行のはずが、短期間で終了できない状況となってしまいました。

※今回協議事項  
令和4年1月4日 本庁舎整備に続き行われた本庁舎周辺道路工事(本庁舎西側道路)は、令和3年12月末に完成します。また、「深谷駅」から「深谷市役所」までを結ぶ「市役所通り」が令和3年12月22日に開通することとなりました。なお、本庁舎周辺整備工事は本庁舎の東側へ移り行われ、引き続き本庁舎周辺道路工事が行われます。こうした道路整備状況から、現在、本庁舎西側を通行している運行ルート(認可ルート)を変更し、北部シャトル便の変更運行を行う計画にあります。

～ 運行ルートの詳細は資料1-3(次ページ)で説明～



4.【協議事項】北部シャトル便 運行ルート変更(案)についての説明

北部シャトル便の運行ルート上にあります深谷市役所本庁舎の周辺道路整備工事の進捗に伴う交通渋滞が想定されることや、市役所本庁舎に隣接する中央土地区画整理事業の進捗により、道路整備が完了する「市役所通り」の供用開始に合わせ、運行ルートの変更を行うものです。**運行ルート変更の詳細**は次のとおりです。

■市役所周辺道路の現在の状況（令和3年11月中旬撮影）



①国道17号から撮影した「市役所通り」建設風景  
道路形態も見え、画像の前方奥に深谷駅が望める



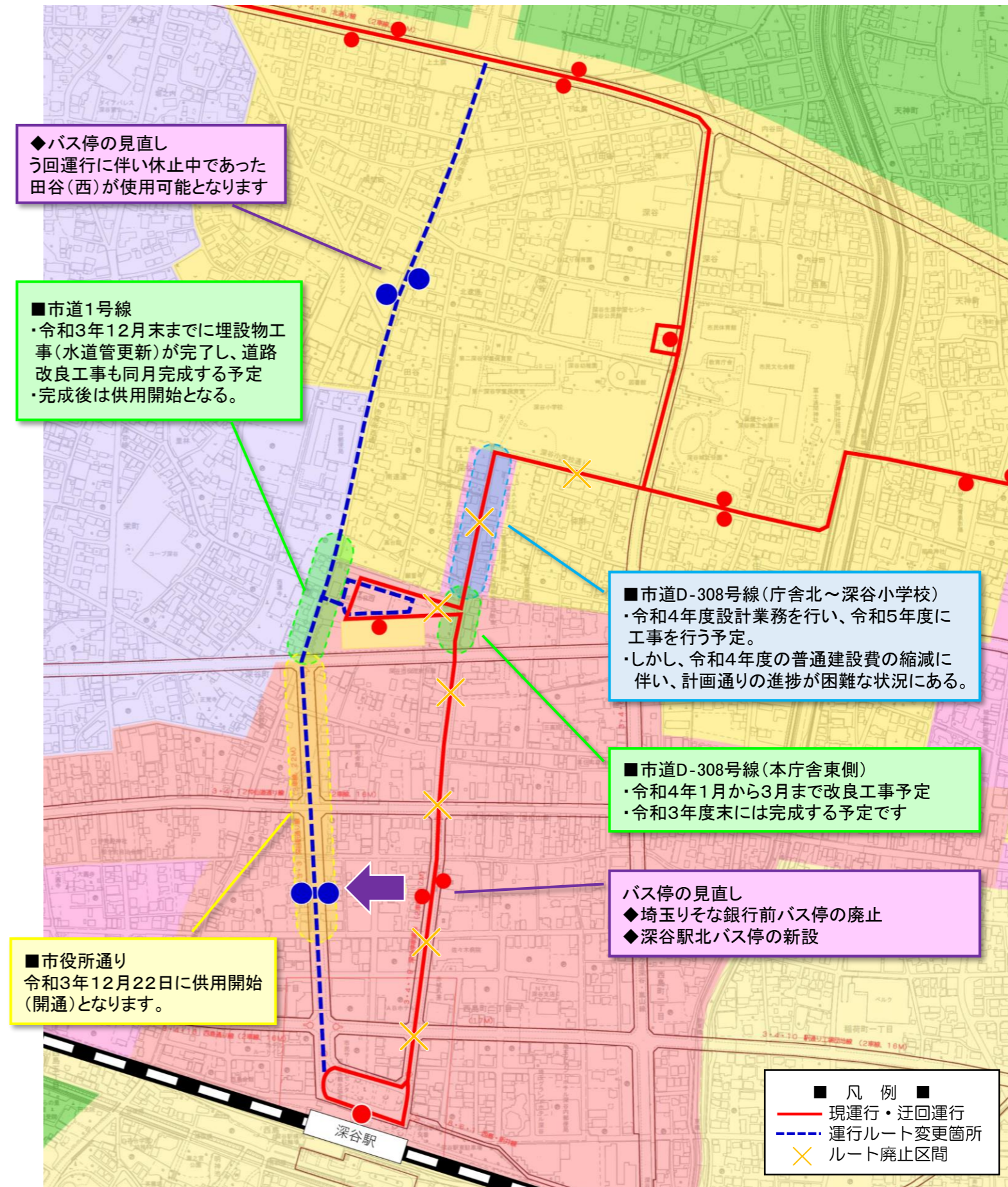
②庁舎東側で一部工事を実施した時の駅通り線(県道)  
右折車などで、大きな渋滞が発生している様子



現在 北部シャトル便は、市役所 本庁舎 東側の市道から、庁舎敷地内へ進入し、庁舎敷地内で旋回して東側市道に戻り、次のバス停へ進む運行ルートとなっています。

②写真からも分かるように市役所東側市道の整備工事が始まると、慢性的な交通渋滞が想定されることから、①写真の市役所通りの開通に合わせ運行ルートを変更し、定時刻運行を保ちたいと考えております。変更点の詳細は右図を参照してください。

■運行ルート変更等 協議内容説明図



深谷市役所本庁舎周辺道路整備による遅延運行の回避、また、「市役所通り」開通に伴う沿道の活性化に寄与する目的から、**北部シャトル便**の「**運行ルート変更**」と「**バス停の変更**」を今回の協議事項（書面協議）として、委員皆様にお諮りします。